

霧島市土地開発基金条例の一部改正について

霧島市土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市土地開発基金条例の一部を改正する条例

霧島市土地開発基金条例（平成17年霧島市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分）

第7条 基金は、市長が特に必要があると認める場合に限り、かつ、基金の運用を妨げない限度において、予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

処分規定を追加し、基金の有効活用を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。